

3) 一般用医薬品の貯蔵・陳列

第1類	<p>購入者が直接手の触れられない陳列設備又はかぎをかけた陳列設備に陳列。</p> <p>第一類医薬品を陳列する陳列設備から 1.2m 以内の範囲に購入者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。(ただし、かぎをかけた陳列設備の場合は、この限りでない)</p> <p>第一類医薬品を販売授与しない時間には、閉鎖することができる構造であること。</p>
指定第2類	<p>情報提供する設備から 7メートル以内の範囲又はかぎをかけた設備に陳列。</p> <p>指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から 1.2m 以内の範囲に購入者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。</p>

4) 濫用等のおそれのある医薬品（指定濫用防止医薬品）

薬局開設者又は店舗販売業者は、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのある医薬品を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

1 店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させる。

- ①年齢及び購入者が18歳未満の者である場合は当該者の氏名
- ②他の医薬品の使用状況、当該医薬品及び他の指定濫用防止医薬品の購入状況
- ③購入者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入しようとする場合は、その理由
- ④その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入であることを確認するために必要な事項

2 購入者が18歳以上の者で、厚生労働省令で定める数量を超える場合又は購入者が18歳未満で規定数量を超えない場合は、薬剤師又は登録販売者が対面等で情報提供した上で販売する。
 なお、購入者が18歳未満で規定数量を超える場合は、販売してはならない。

【指定濫用防止医薬品の成分】※外用剤を除く

コデイン	ジヒドロコデイン
ブソイドエフェドリン	メチルエフェドリン
プロムワレリル尿素	エフェドリン
ジフェンヒドラミン	デキストロメトルファン

MEMO